

肥育牛経営改善等緊急対策事業実施要綱

	令和3年	2月19日付け	2農畜機第6212号
一部改正	令和3年	3月25日付け	2農畜機第7002号
一部改正	令和3年	10月25日付け	3農畜機第3805号
一部改正	令和4年	8月5日付け	4農畜機第2715号
一部改正	令和4年	10月24日付け	4農畜機第4078号
一部改正	令和4年	11月4日付け	4農畜機第4348号
一部改正	令和5年	3月31日付け	4農畜機第7317号
一部改正	令和5年	4月14日付け	5農畜機第385号
一部改正	令和6年	3月26日付け	5農畜機第8444号

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う価格・需要の変動により、肥育経営等は厳しい環境に置かれており、コスト低減等の経営体質の強化等が必要となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、優良な肥育牛生産など経営体質の強化への取組、乳業者等への国産脱脂粉乳・バターの需要拡大の取組、原皮業者等への牛原皮新規用途開発・経営多角化のための取組、配合飼料価格安定制度の基本的な機能の強化等の取組と低コストな自家配合飼料の推進の取組に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体、事業の内容等

本事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金の交付手続等については、以下のとおりとする。

1 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業

所得や営業利益を事業実施年度と比較して3%改善することを

目的として、経営体質強化を図る肥育経営体に対して奨励金を交付する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添1のとおりとする。

2 国産乳製品需要拡大緊急対策事業

生乳の需給調整機能を維持するとともに国産乳製品の需要拡大を図るために、乳業者が製造したバター等を新規販売又は置換販売等する取組を支援する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添2のとおりとする。

3 牛原皮流通安定化対策事業

牛皮の新規用途開発や産業廃棄物処分業許可を新たに取得し、原皮の販売と処理の双方に対応した経営の多角化を図る原皮業者等に対して助成金を交付する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添3のとおりとする。

4 配合飼料価格安定制度運営基盤強化緊急対策事業

配合飼料価格安定制度の基本的な機能を強化するため、事業準備財産を造成する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添4のとおりとする。

5 配合飼料価格安定制度運営安定化支援事業

配合飼料価格安定制度の補填金の交付に必要な資金に充てるため、異常価格差補填金及び通常価格差補填金に充当するのに必要な資金を借り入れる際の利子相当額を支援する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添5のとおりとする。

6 低コスト配合飼料自家製造推進緊急対策事業

自家配合飼料による飼料コスト低減を図る取組を推進するため、自家配合飼料用とうもろこしの調達を実施する者に対して支援金を交付する事業であって、事業実施主体及び事業の内容等は、別添6のとおりとする。

第2 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、第1の事業の実施につき必要な

事項を定めることができるものとする。

附 則（令和 3 年 2 月 1 9 日付け 2 農畜機第 6 2 1 2 号）

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 9 日から施行し、令和 3 年 1 月 2 8 日から適用するものとする。
- 2 別添 2 の事業について、令和 3 年 1 月 2 8 日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成 1 5 年 1 0 月 1 日付け 1 5 農畜機第 4 8 号－1）1 3 の規定にかかわらず、別添 2 の別紙様式第 1 号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 2 5 日付け 2 農畜機第 7 0 0 2 号）

この要綱の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 0 月 2 5 日付け 3 農畜機第 3 8 0 5 号）

この要綱の改正は、令和 3 年 1 0 月 2 5 日から施行し、令和 3 年 1 月 2 8 日から適用するものとする。

附 則（令和 4 年 8 月 5 日付け 4 農畜機第 2 7 1 5 号）

- 1 この要綱の改正は、令和 4 年 8 月 5 日から施行する。
- 2 配合飼料価格安定制度運営基盤強化事業実施要綱（令和 4 年 1 月 2 4 日付け 3 農畜機第 5 4 3 2 号）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の配合飼料価格安定制度運営基盤強化事業実施要綱の規定によりされた業務は、別添 4 の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（令和 4 年 1 0 月 2 4 日付け 4 農畜機第 4 0 7 8 号）

この要綱の改正は、令和 4 年 1 0 月 2 4 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 1 月 4 日付け 4 農畜機第 4 3 4 8 号）

この要綱の改正は、令和 4 年 1 1 月 4 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 1 日付け 4 農畜機第 7 3 1 7 号）

この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月14日付け5農畜機第385号）

- 1 この要綱の改正は、令和5年4月14日から施行する。
- 2 別添6の事業について、施行日から補助金交付決定までの間に着手した場合にあっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）13の規定にかかわらず、別添6の別紙様式第2号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、事業実施主体は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

附 則（令和6年3月26日付け5農畜機第8444号）

この要綱の改正は、令和6年4月1日から施行する。